備南水道企業団公正入札調查委員会設置要領

(設置)

第1条 備南水道企業団が発注する建設工事並びに測量及び建設コンサルタント業務等(以下「建設工事等」という。)の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、備南水道企業団公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、建設工事等について入札談合に関する情報があった場合、次に掲げる事項 を調査、審議するものとする。
 - (1) 公正取引委員会への通報,事情聴取の実施,誓約書の提出,入札の延期及びその他の入札談合に関する情報があった場合の対応
 - (2) 前号に掲げるもののほか、入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応 (組織)
- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長、副委員長及び委員は、 次の表に掲げる者をもって充てる。

委員長	副委員長	委	員
事務局長	事務局次長	工務課長,事務課長,工務係長,	浄水係長
		事務係長,工務課主任	

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項以外の関係職員の出席を求め、意見を徴することができる。

(職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長である事務局次長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情により会議を開催できない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(秘密の保持)

第6条 委員会で審議された事項は、その内容を他に漏らしてはならない。 (庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、事務課において処理する。 (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。 附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。